

## 富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく協議について

審査の手順(別紙1:土地利用事業協議案件フロー・別紙2:処理系統図参照)

### (1) 所管部署の決定(都市計画課)

協議が必要な案件について、次により所管部署を決定する。

- ① 指導要綱第6条第1項第1号に規定する土地利用事業 都市計画課
- ② 以外の事業 「富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく承認申請の手続について別紙3」に定める所管部署

### (2) 受付審査基準(所管部署)

所管部署は、次の各号を勘案して受付を行うものとする。

- ① 各項目が記載されており、必要書類が添付されていること。
- ② 関係課と立地場所が適正であることについて十分に調整が行われていること。
- ③ 事業計画が、都市計画法及び富士宮市開発許可技術的基準に適合していること。ただし、富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項第3号に規定する土地利用事業については、都市計画法第33条第1項第1号から第3号までの基準に適合していること。
- ④ 他法令との調整が可能であること。(事業地に農振農用地、地域森林計画対象民有林が含まれている場合など)
- ⑤ 事業内容が明確であり、かつ、実現が確実な計画であること。

### (3) 協議の手順

協議は、次により行うものとする。

- ① 所管部署は、土地利用事業計画協議書が別表に定める関係課(以下「関係課」という)必要部数分揃っていることを確認した上で、受付し、関係課に配付する。
- ② 日時を定め、協議者立会いの上で関係課とともに、別紙3に定める内容により、現地調査を行う。
- ③ 所管部署は、現地調査により関係課から提出された協議事項を取りまとめ、協議事項の処理について(第1号様式)及び、関係課との協議結果書(第2号様式)を協議者に通知する。
- ④ 関係課と協議者との協議
- ⑤ 協議者は関係課との協議結果書(第2号様式)を所管部署へ提出、所管部署はこれを受理。
- ⑥ 必要に応じ、協議に対する応諾書等の発行。